

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1節 課税標準及び税率</p> <p>（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものについての証明書の取扱い）</p> <p>3—2 法別表第 0102.21 号、第 0102.31 号、第 0102.90 号及び第 0103.10 号に掲げる家畜のうち、令第 63 条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあっては、特例申告）に際して令第 63 条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに「無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成 7 年農林水産省令第 13 号）第 2 条第 1 項の規定により発給されたもので、「同省令別記様式第 1 号」に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 次により、当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C—5020）又は特例申告書（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）及び仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）との対査確認を行う。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>(3) 及び(4) （省略）</p> <p>(5) 証明書に記載された家畜のすべてについて通関を認めた場合若しくは当該貨物が特例申告貨物である場合にあつては証明書に記載された家畜のすべてについて特例申告を受理したことにより証明書に記載された家畜のすべてについての申告が確認された場合には、証明書の「通関確認欄」に審査印（C—5000）を押なつし、当該証明書を仕入書等とともに保管（特例申告貨物にあつては、当該証明書を保管）する。</p> <p>証明書に記載された家畜全部について検疫を終了している場合であつてその一部について輸入するとき（特例申告貨物にあつては、特例申告を受理するとき、以下この項において同じ。）、又は証明書に記載された家畜の一部についての検疫が終了している場合であつて当該検疫が終了しているものについて輸入するときは、証明書のほかその写しを輸入申告（当該貨物が特例申告貨物である場合にあつては特例申告）の際に提出させ、通関を認めるもの（特例申告貨物にあつては特例申告を受理したもの）についてのみそれぞれの「通関確認欄」に審査印（C—5000）</p> | <p style="text-align: center;">第2節 課税標準及び税率</p> <p>（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものについての証明書の取扱い）</p> <p>3—2 法別表第 0102.21 号、第 0102.31 号、第 0102.90 号及び第 0103.10 号に掲げる家畜のうち、令第 63 条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあっては、特例申告）に際して令第 63 条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに「無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成 7 年農林水産省令第 13 号）第 2 条第 1 項の規定により発給されたもので、「同省令別記様式第 1 号」に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 次により、当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C—5020）又は特例申告書（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）及び仕入書その他の添付書類との対査確認を行う。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>(3) 及び(4) （同左）</p> <p>(5) 証明書に記載された家畜のすべてについて通関を認めた場合若しくは当該貨物が特例申告貨物である場合にあつては証明書に記載された家畜のすべてについて特例申告を受理したことにより証明書に記載された家畜のすべてについての申告が確認された場合には、証明書の「通関確認欄」に審査印（C—5000）を押なつし、当該証明書を仕入書等とともに保管（特例申告貨物にあつては、当該証明書を保管）する。</p> <p>証明書に記載された家畜全部について検疫を終了している場合であつてその一部について輸入するとき（特例申告貨物にあつては、特例申告を受理するとき、以下この項において同じ。）、又は証明書に記載された家畜の一部についての検疫が終了している場合であつて当該検疫が終了しているものについて輸入するときは、証明書のほかその写しを輸入申告（当該貨物が特例申告貨物である場合にあつては特例申告）の際に提出させ、通関を認めるもの（特例申告貨物にあつては特例申告を受理したもの）についてのみそれぞれの「通関確認欄」に審査印（C—5000）</p> |

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>を押なつし、当該証明書を申告者に返付し、当該写しを<u>仕入書等</u>とともに保管（特例申告貨物にあっては当該証明書を保管）しておく。</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>（国際連合又はその専門機関から寄贈された物品等の無条件免税）</p> <p>14—4 法第 14 条第 3 号の 2《国際連合又はその専門機関からの寄贈物品等の無条件免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 寄贈を受ける者については制限はないが、当該物品が国際連合又はその専門機関から寄贈されたものであるかどうかの確認は、国際連合若しくはその専門機関又は関係官公庁若しくは団体（例えば、日本ユネスコ国内委員会）の発行する証明書類により行う。</p> <p>ただし、<u>仕入書等</u>により確認できるときは、この限りでない。</p> <p>（注文の取集めのための見本の無条件免税）</p> <p>14—9 法第 14 条第 6 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の認定は、<u>仕入書等</u>又は貨物の種類、性質若しくは形状により行う。</p> <p>(3) 「見本用にのみ適すると認められるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 人造プラスチック、ゴム、皮革、木材、コルク、さなだ類、紙、紡織用繊維糸、織物類、石、石綿、ガラス、卑金属等を特定の長さ^にに切断し又はシート、スラブその他これらに類する形状にしたもので<u>あつて</u>、見本用以外には使用できない寸法のもの</p> <p>ロ (省略)</p> | <p>を押なつし、当該証明書を申告者に返付し、当該写しを<u>仕入書</u>とともに保管（特例申告貨物にあっては当該証明書を保管）しておく。</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>（国際連合又はその専門機関から寄贈された物品等の無条件免税）</p> <p>14—4 法第 14 条第 3 号の 2《国際連合又はその専門機関からの寄贈物品等の無条件免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 寄贈を受ける者については制限はないが、当該物品が国際連合又はその専門機関から寄贈されたものであるかどうかの確認は、国際連合若しくはその専門機関又は関係官公庁若しくは団体（例えば、日本ユネスコ国内委員会）の発行する証明書類により行う。</p> <p>ただし、<u>仕入書その他の添付書類</u>により確認できるときは、この限りでない。</p> <p>（注文の取集めのための見本の無条件免税）</p> <p>14—9 法第 14 条第 6 号《注文の取集めのための見本の無条件免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の認定は、<u>仕入書その他の書類</u>又は貨物の種類、性質若しくは形状により行う。</p> <p>(3) 「見本用にのみ適すると認められるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 人造プラスチック、ゴム、皮革、木材、コルク、さなだ類、紙、紡織用繊維糸、織物類、石、石綿、ガラス、卑金属等を特定の長さ^にに切断し又はシート、スラブその他これらに類する形状にしたもので<u>あつて</u>、見本用以外には使用できない寸法のもの</p> <p>ロ (同左)</p> |

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>ハ 人造プラスチック、ゴム、皮革、木材、コルク、組物材料、紙、板紙、織物類及びこれらで製造した衣類、はき物、帽子その他の製品については、切断し、あなをあけ、抹消できない見本のマークを付し又はその他の処置をしたもので<u>あつて</u>見本用以外には使用できないもの（輸入の許可前に輸入者の申出により当該処置を保税地域で<u>行ったもの</u>を含む。）</p> <p>ニ （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 令第 13 条の 3 各号に掲げる物品の取扱いについては、次による。</p> <p>イ 第 1 号《見本のマークを付した物品等》に規定する「物品」とは、見本のマークを付し、又はその他の処置（試供品の表示等）を施したことにより通常見本用に供すると認められるものをいい、全部又は一部が同じ種類又は同じ性質のものであるかどうかを問わない（輸入の許可前に輸入者の申出により当該処置を保税地域において<u>行ったもの</u>を含む。）</p> <p>ロ及びハ （省略）</p> <p>ニ 第 1 号又は第 2 号に該当する物品がいずれの号にも該当しない見本とともに輸入される場合で<u>あつても</u>、1 申告の課税価格の総額が 5,000 円以下である場合においては、第 1 号又は第 2 号に該当する物品について法第 14 条第 6 号の規定の適用がある。</p> | <p>ハ 人造プラスチック、ゴム、皮革、木材、コルク、組物材料、紙、板紙、織物類及びこれらで製造した衣類、はき物、帽子その他の製品については、切断し、あなをあけ、抹消できない見本のマークを付し又はその他の処置をしたもので<u>あつて</u>見本用以外には使用できないもの（輸入の許可前に輸入者の申出により当該処置を保税地域で<u>行ったもの</u>を含む。）</p> <p>ニ （同左）。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 令第 13 条の 3 各号に掲げる物品の取扱いについては、次による。</p> <p>イ 第 1 号《見本のマークを付した物品等》に規定する「物品」とは、見本のマークを付し、又はその他の処置（試供品の表示等）を施したことにより通常見本用に供すると認められるものをいい、全部又は一部が同じ種類又は同じ性質のものであるかどうかを問わない（輸入の許可前に輸入者の申出により当該処置を保税地域において<u>行ったもの</u>を含む。）</p> <p>ロ及びハ （同左）</p> <p>ニ 第 1 号又は第 2 号に該当する物品がいずれの号にも該当しない見本とともに輸入される場合で<u>あつても</u>、1 申告の課税価格の総額が 5,000 円以下である場合においては、第 1 号又は第 2 号に該当する物品について法第 14 条第 6 号の規定の適用がある。</p> |